

熊本市新型コロナウイルス関連利子補給補助金交付要綱

| | |
|----|--------------------|
| 制定 | 令和2年10月6日市長決裁 |
| 改正 | 令和2年12月22日市長決裁 |
| | 令和3年1月15日経済観光局長決裁 |
| | 令和3年3月10日経済観光局長決裁 |
| | 令和3年12月28日商業金融課長決裁 |
| | 令和4年2月28日経済観光局長決裁 |
| | 令和4年7月21日商業金融課長決裁 |
| | 令和4年11月10日商業金融課長決裁 |

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業者の金融の円滑化を図り、市内中小企業の振興を図るため、予算の範囲内において利子補給補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、熊本県中小企業融資制度実施要領（平成21年熊本県告示304号）の金融円滑化特別資金（以下「熊本県金融円滑化特別資金」という。）の貸付を受けた者のうち、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 熊本県中小企業融資制度実施要領（平成21年4月1日施行）第5の第3項金融円滑化特別資金の表融資対象者の項融資条件等の欄（以下「熊本県金融円滑化特別資金融資条件等」という。）第2号の様々な外部環境の変化により経営が悪化しているとして知事が指定した者（新型コロナウイルス感染症）であって、令和2年3月2日から令和3年3月31日までの間に貸付を受けた者であること。
 - (2) 熊本県金融円滑化特別資金融資条件等第6号のセーフティネット第1号から第4号まで及び第6号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者であって、令和2年3月2日から同年8月31日までに貸付を受けた者であること。
 - (3) 熊本県金融円滑化特別資金融資条件等第12号の特例中小企業者（新型コロナウイルス感染症分）として市町村長の認定を受けた者であって、令和2年3月2日から同年8月31日までに貸付を受けた者であること。
- 2 熊本県金融円滑化特別資金の実行日から本補助金の申請日において継続して市内で事業を営んでおり、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。
- (1) 個人事業主においては、本市に住民登録していること。
 - (2) 法人においては、本市に登記をしていること。
 - (3) 本市に住民登録がない個人事業主においては、確定申告書や営業許可証等により市

内で事業を営んでいることが確認できること。

(4) 本市に登記がない法人においては、法人市民税の納税義務者であること。

3 他市町村でこの要綱と同様の熊本県金融円滑化特別資金にかかる利子補給の制度により補助金の交付を受けていないこと。

(交付対象経費等)

第3条 補助金の額は、次に掲げるところにより決定する。

(1) 前条に定める補助金の交付対象となる貸付（以下「貸付」という。）に係る毎年1月1日から12月31日までの間に支払った約定利子の全額とする（遅延損害金は除く。）。

(2) 借換により既往債務返済額がある貸付については、貸付額において既往債務返済額を除いた割合を約定利子に乗じた相当額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を限度に、交付対象経費とする。この場合において、令和2年3月2日以降に貸付を受けて、再度に熊本県金融円滑化特別資金で借換を行った貸付について、申請者から既往債務返済額における熊本県金融円滑化特別資金にかかる既往債務返済額が確認できる書類の提出があれば、熊本地震関連融資のみを除いた割合を約定利子に乗じた相当額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を限度に、交付対象経費とする。

(3) 貸付を受けた額から借換による既往債務返済額を除いた額で、貸付の実行日の順に貸付を受けた額を合計した額（以下「合計額」という。）が8,000万円に達するまでの貸付にかかる約定利子を交付対象経費とする。なお、合計額が8,000万円に達する時点の貸付を受けた額において、合計額のうち8,000万円を超える金額（以下「超過額」という。）が発生した場合、当該貸付にかかる約定利子に超過額を除いた割合を乗じた相当額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を限度に、交付対象経費とする。この場合において、令和2年3月2日以降に貸付を受けて、再度に熊本県金融円滑化特別資金で借換を行った貸付について、申請者から既往債務返済額における熊本県金融円滑化特別資金にかかる既往債務返済額が確認できる書類の提出があれば、熊本地震関連融資にかかる既往債務返済額のみを既往債務返済額とみなし、算定することができる。

(4) 利子補給交付対象者が期限の利益を喪失した場合は、その日までの約定利子に限り、交付対象経費とする。

(補助対象期間)

第4条 補助金を交付する期間は、貸付の実行日から起算して3年間とする。ただし、貸付の実行後に借換を行った場合は、借換の実行日から起算して3年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が感染拡大防止のための施設名等公表要請協力金支給要綱（令和2年7月1日制定）第7条第1項の規定により施設名等公表要請協力金請求書を市長に提出した者である場合は、補助金を交付する期間は、貸付の実行日から起算し

て6年間とする。ただし、貸付の実行後に借換を行った場合は、借換の実行日から起算して6年間とする。

(交付の申請)

第5条 申請者は、補助対象期間に支払った約定利子に係る補助金について、交付申請書兼請求委任兼口座振込依頼書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、毎年、市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 金融機関が発行した熊本県金融円滑化特別資金に係る償還(返済)予定表の写し
- (2) 補助金の振込口座の通帳の写し
- (3) その他、市長が必要であると認める書類

2 前項に規定する申請の提出期限は、翌年2月末日までとする。

3 第1項の規定にかかわらず、2年目以降の交付申請において、第1項各号に掲げる書類に変更がない場合は、当該書類の添付を省略することができる。

4 市長は、交付請求額の確認のため、取扱金融機関に対して、受取利子証明(明細)書発行依頼書(別記第2号様式)を送付するものとし、取扱金融機関は、当該依頼書に基づき、第2項で規定する期間において申請者から受け取った貸付に係る受取利子額を証明する書面を熊本市に対して提出するものとする。この場合において、各書面の提出期日は、事前に熊本市と取扱金融機関で協議を行った上で設定するものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、市長は、必要に応じて関係書類等の提出をさせることができる。

(交付決定及び交付確定の通知)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定兼交付確定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知する。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の補助金の交付決定後、速やかに申請者に対して補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、補助事業者が補助金に関して次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に基づく規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(違約加算金)

第10条 補助事業者は、第8条の規定による取消しを受け、補助金の返還を請求されたと

きは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

- 2 前項の違約加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求された補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金の額に充てられたものとする。

（他の補助金等の一時停止等）

第11条 市長は、補助事業者が補助金の返還を請求され、当該補助金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年10月6日から施行し、令和2年3月2日から適用する。
（令和2年度における申請期限の特例）
- 2 令和2年度分の申請に限り、第5条第2項の規定の適用については、「翌年2月末日まで」とあるのは、「令和3年3月31日まで」とする。
（令和3年度における申請期限の特例）
- 3 令和3年度分の申請に限り、第5条第2項の規定の適用については、「翌年2月末日まで」とあるのは、「令和4年3月31日まで」とする。

附 則

この要綱は、令和2年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月10日から施行し、令和3年3月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月10日から施行する。

熊本市長 様

(申請者)
 郵便番号: _____
 住 所: _____
 商号又は名称: _____
 代 表 者: _____ 印

熊本市新型コロナウイルス関連利子補給補助金
 交付申請書兼請求委任兼口座振込依頼書

熊本市新型コロナウイルス関連利子補給補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条の規定に基づき、本利子補給補助金（以下、「本補助金」という。）の対象となることから、下記事項について同意・誓約した上、要綱第5条第1項の規定に基づき、本補助金の交付を申請するとともに、その支払いを請求します。

記

- ・本申請は、要綱第2条第1項に規定する熊本県金融円滑化特別資金に係るものに相違ありません。
- ・当社又は私は、交付対象融資の実行日から現在まで熊本市内で事業を営んでおり、要綱第2条第2項に規定する要件を満たします。
- ・当社又は私は、本申請の補助対象期間において他市町村から同様の制度により補助金の交付を受けていないことを誓約します。また、熊本市が必要に応じ他市町村と補助金の申請状況等について照会を行うことにあらかじめ同意します。
- ・当社又は私は、本申請において虚偽があった場合は、本補助金の支払いを中止され、交付を受けた本補助金を返還することに同意します。
- ・当社又は私は、後日熊本市より、根拠資料の提出依頼があった場合は、速やかに提出に応じることに同意します。
- ・当社又は私は、本申請における請求額については、要綱に基づき取扱金融機関が作成した受取利子額証明書に記載された額を基に熊本市が算出した額とするとともに、取扱金融機関が熊本市に対して受取利子額を証明することを承諾します。
- ・当社又は私は、暴力団等の反社会的な勢力には該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思が無いことを誓約します。反社会的な勢力に該当し、これらに反する行為をしたことが判明した場合は、何ら催告無く本補助金の支払いを中止され、交付を受けた本補助金を返還することに同意します。
- ・当社又は私は、本申請を行うにあたり、本申請及び本補助金の支払いに必要な取扱金融機関が有する情報を、熊本市と取扱金融機関において情報共有をすることにあらかじめ同意します。
- ・熊本市が交付する上記利子補給金の請求を熊本市商業金融課長に委任します。なお、利子補給金の受領については、以下の口座名義人の預金口座への振込を依頼します。

【口座振込依頼書】 ※申請者と同一名義の振込口座を記載してください。

| 金融機関名 | 金融機関コード | | | | 支店コード | | | | 口座種目 | | 口座番号 右詰めでご記入ください | | | |
|-------|---------|--|--|--|-------|--|--|--|-----------|--|---------------------|--|--|--|
| | | | | | | | | | 1.普通 2.当座 | | | | | |
| フリガナ | | | | | | | | | | | | | | |
| 口座名義 | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|------------|---------|--|
| 申請者 連絡先 | 担当者氏名 | |
| | 所 属 | |
| | 電 話 番 号 | |

※平日9時から17時に連絡可能な電話番号をご記入願います

別記第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

金融機関名
代 表 者 様

熊本市長 印

熊本県金融円滑化特別資金に係る
受取利子証明（明細）書発行依頼書

貴金融機関における令和 年1月1日から令和 年12月31日までの熊本県金融円滑化特別資金に係る受取利子の額について証明願います。

記

1 （別紙）対象者一覧表

別記第3号様式（第5条関係）

年 月 日

熊本市長 様

金融機関名
代 表 者

印

熊本県金融円滑化特別資金に係る
受取利子証明（明細）書

令和 年1月1日から令和 年12月31日までの熊本県金融円滑化特別資金における
受取利子の額を、下記のとおり証明します。

記

- 1 （別紙）受取利子額一覧表

第 号
年 月 日

住所
事業者名
代 表 者 様

熊本市長 印

熊本市新型コロナウイルス関連利子補給補助金
交付決定兼交付確定通知書

熊本市新型コロナウイルス関連利子補給補助金交付要綱第6条の規定に基づき、利子補給補助金の交付を決定し、また確定しましたので、下記のとおり通知します。

なお、利子補給補助金は、交付申請書兼請求委任兼口座振込依頼書に指定された口座に送金致しますので、併せて通知します。

記

- 1 利子補給補助金交付決定兼交付確定額 金 円
- 2 不正行為がなされた場合その他市長が補助を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがある。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- 3 前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等交付を一時停止することがある。
- 4 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 5 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。